

令和 3 年 11 月 25 日
武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
市 民 部

12 月 1 日以降の市民部所管の施設及び事業等について

1 文化施設等（市民文化会館、芸能劇場、公会堂、スイングホール、吉祥寺美術館、松露庵、吉祥寺シアター、かたらいの道市民スペース、商工会館市民会議室）

原則、11 月 30 日までと同様の対応とする。

ただし、吉祥寺美術館の音楽室については、現在、用途や利用方法に関わらず、定員の 50% 以下での利用に制限をしているが、一部、発表会や講演会など、ホールと類似の利用方法があるため、以下の条件を満たす場合は定員の 100% までの利用を認める。

- ・発声を伴う出演者と、発声を伴わない参加者のエリアが区分されること
- ・換気・手指消毒等の感染症対策を徹底すること